

報告第 5 3 号

各種事務事業（農林水産事業関係）の取扱いについて

各種事務事業（農林水産事業関係）の取扱いについて、別紙のとおり報告する。

平成 1 7 年 6 月 2 3 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会 長 平 野 清

協定項目番号	23 - 17	合併協定項目	各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
調整方針	国庫補助事業・単独県費補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、市町上乗せ分については、合併時に再編統一する。						
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果			
国庫補助事業	農業生産総合対策事業	農業生産総合対策事業	農業生産総合対策事業	市上乗せ 0%			
単独県費補助事業	ハード事業 国庫補助率 1/2 市補助率 7%	実績なし	実績なし				
	ソフト事業 国庫補助率 1/2 市補助率 1/2						
	多彩な園芸産地促進事業	多彩な園芸産地促進事業	多彩な園芸産地促進事業	市上乗せ			
	ホップ事業	ホップ事業(企画推進型) 新技術の実証展示 補助率 県 1/2 事業主体 1/2	ホップ事業(企画推進型)	・小規模土地基盤整備事業 5%			
	ステップ事業(経営産地発展型) 県補助率 1/3 市補助率 JA 5% その他 4%	ステップ事業(経営・産地発展型) ・小規模土地基盤整備事業 改植、園内道・灌水設備整備 補助率 県 1/2 町 1/20 事業主体 9/20 ・機械施設整備 補助率 県 1/3 事業主体 2/3	ステップ事業(経営・産地発展型) ・小規模土地基盤整備事業 改植、園内道・灌水設備整備 補助率 県 1/2 町 1/20 事業主体 9/20 ・機械施設整備 補助率 県 1/3 事業主体 2/3	・その他事業(17年度申請分) JA関係 5% その他 4% 18年度より廃止			
ジャンプ事業(産地強化型)	ジャンプ事業(産地強化型)	ジャンプ事業(産地強化型)					
水田農業経営確立対策事業	水田農業経営確立対策事業	水田農業経営確立対策事業					
・土地利用型農業活性化対策事業	・土地利用型農業活性化対策事業	・土地利用型農業活性化対策事業					
機械設備等整備 県補助率 1/3 市補助率 JA 5% その他 4%	機械設備等整備 県補助率 1/3 事業主体 2/3	機械設備等整備 県補助率 1/3 事業主体 2/3					
・土地利用型農業活性化対策事業	・麦大豆本作化推進対策事業	・麦大豆本作化推進対策事業					
技術実証 県補助率 100%	技術実証 県補助 5,000円/10a	技術実証 県補助 5,000円/10a					
	機械設備等整備 県補助率 1/3 事業主体 2/3	機械設備等整備 県補助率 1/3 事業主体 2/3					

協定項目番号	23 - 17	合併協定項目 各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
調整方針	有害鳥獣駆除関係については、合併時に再編統一する。					
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町	調 整 結 果		
有害鳥獣捕獲補助金	有害鳥獣駆除用罟具購入補助 _____	有害鳥獣駆除用罟具購入補助 大野原町に在住する甲種狩猟免許有資格者が、有害鳥獣駆除において捕獲するために使用するくくり罟を購入するための経費に対して補助金を支給する。1台当たりの補助単価は、5,000円又は購入価格の1/3のいずれか低い方とし、1人1回当たり20,000円を補助限度額とする。ただし、1回補助を受けた狩猟免許有資格者は、補助を受けた年度から5年間は補助を受けることができない。	有害鳥獣駆除用資材購入補助 豊浜町内の狩猟免許有資格者を含む団体であり当該年度に鳥獣捕獲許可した者に対し、有害鳥獣駆除において捕獲する為に使用するくくり罟を購入する為の経費に対して補助金を交付する。1台当たりの補助単価は5,000円又は購入価格の1/3のいずれか低い方とし、1共同体1回1台当たり20,000円を補助限度額とする。 捕獲檻を購入するための経費補助金として購入価格の1/3とし、1共同体1回1台当たり30,000円を補助限度額とする。	合併時に廃止		
	狩猟免許取得 _____	狩猟免許取得 大野原町に在住するものであり、当該年度に新たに甲種狩猟免許を取得した者に対し、受験手数料と初心者講習会受講料の合計金額を補助する。	狩猟免許取得 豊浜町に在住するものであり、当該年度に新たに狩猟免許を取得した者に対し、受験手数料と初心者講習会受講料の合計金額を補助する。	合併時に廃止		
有害鳥獣防止対策補助事業	被害対策用ネット等設置事業 _____	被害対策用ネット等設置事業 電気柵・箱檻等により農作物の被害防止を図るため、被害地域における狩猟免許有資格者及び農業者を対象に、有害鳥獣の駆除と自己防衛を目的とする 資材購入価格の1/3若しくは30,000円以下のいずれか低い方とし、1人年1回の補助を限度とする。	被害対策用ネット等設置事業 電気柵・箱檻等により農作物の被害防止を図るため、被害地域における狩猟免許有資格者及び農業者を対象に、有害鳥獣の駆除と自己防衛を目的とする 資材購入価格の1/3若しくは30,000円以下のいずれか低い方とし、1人1回の補助を限度とする。	資材購入価格 1/3若しくは30,000円以下のいずれか低い方 1人年1回の補助を限度とする		

協定項目番号	23 - 17	合併協定項目	各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
調整方針	国庫補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、市町上乗せ分については、継続事業は、現行のとおり引き継ぎ、新規事業については、合併時に再編調整する。						
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町	調 整 結 果			
団体営土地改良事業	団体営基盤促進事業 三豊干拓地区 工事期間 H12～H14 事業費負担割合 国 50% 県 10% 市 10% 地元 30%	団体営基盤整備促進事業 下萩原地区 事業期間 H14年度～H17年度 事業負担割合 国 50% 県 25% 町 10% 地元 15% 中姫地区 事業期間 H16年度～H18年度 事業負担割合 国 50% 県 25% 町 10% 地元 15%	団体営基盤整備促進 尾崎地区 工事期間 H20 事業費負担割合 国 50% 県 25% 町 0% 地元 25% 野々池大坪線 工事期間 H18～H20 工事負担割合 国 50% 県 10% 町 40%	補助の合計が事業費の85%を越えない範囲とする 市上乗せ 10%以内			
	団体営地域用水環境整備事業 一の谷地区 ため池改修 工事期間 H16～H19 事業負担割合 国 50% 県 20% 市 30%						
	農地等高度利用促進事業 広庄地区 ほ場整備 5ha 工事期間 H16～H20 業負担割合 国 50% 県 25% 市 2% 地元 23%						

協定項目番号	23 - 17 合併協定項目 各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて		担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
調整方針	単独県費補助事業については、合併時に大野原町の例により統一する。					
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果		
単独県費補助事業	単独県費補助事業(市町営) _____ 単独県費補助事業(土地改良区営) 県補助金 50% 市補助金 一般単県上乘せ 20%以内	単独県費補助事業(市町営) 14年度 2地区 単独県費補助事業(土地改良区営) 県補助金 50% 町補助金 一般単県上乘せ 20%以内 香川用水非受益地 10,000千円まで 20%以内 10,000千円以上 10%以内	単独県費補助事業(市町営) _____ 単独県費補助事業(土地改良区営) 県補助金 50% 町補助金 一般単県上乘せ 20%以内 香川用水非受益地 なし	県補助金 50% 市補助金 一般単県上乘せ 20% 以内 香川用水非受益地 10,000千円まで 20% 以内 10,000千円以上 10% 以内		

協定項目番号	23 - 17	合併協定項目	各種事務事業(農林水産事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
調整方針	災害復旧事業については、合併時に再編統一する。						
事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果			
災害復旧	<p>目的</p> <p>異常なる天然(暴風,洪水,高潮,地すべり地震,その他)によって被災を蒙った農地、農業用施設を復旧する。</p> <p>事業主体 土地改良区</p> <p>負担割合</p> <hr/> <p>・施設</p> <p>国 65% 地元 35%</p> <p>・農地</p> <p>国 50% 地元 50%</p> <p>増高がない場合は市補助金交付規定により15%の補助あり。</p>	<p>目的</p> <p>異常なる天然(暴風,洪水,高潮,地すべり地震,その他)によって被災を蒙った農地、農業用施設を復旧する。</p> <p>事業主体 大野原町</p> <p>負担割合</p> <p>補助残の80% 町負担</p> <p>・施設</p> <p>国 65% 地元 35%</p> <p>・農地</p> <p>国 50% 地元 50%</p>	<p>目的</p> <p>異常なる天然現象(暴風,洪水,高潮,地すべり,地震,その他)によって被災を蒙った農地農業用施設を復旧し、もって土地の維持を図り、経営の安定に寄与するために行う。</p> <p>事業主体 豊浜町</p> <p>負担割合</p> <p>補助残の80% 町負担</p> <p>・施設</p> <p>国 65% 地元 35%</p> <p>・農地</p> <p>国 50% 地元 50%</p>	<p>事業主体 観音寺市</p> <p>補助残の80% 市負担</p>			

調整方針 漁港・海岸の占用料については、合併時に観音寺市の例により統一する。

事務事業名 観音寺市 大野原町 豊浜町 調整結果

(別表1) 観音寺市				
1 漁港施設の使用料				
種別	区分	単位	金額	備考
けい留施設	定期運航の船舶のけい留	総トン数	日額	
	岸壁	1けい留までごとにつき	1トンにつき	2円45銭
さん橋及び物揚場	定期運航以外の船舶のけい留			
	及び物揚場	1けい留(24時間)までごとにつき	総トン数	日額
		1トンにつき		4円90銭
2 漁港施設の占用料				
種別	区分	単位	金額	備考
電柱類	木柱、鉄柱、ｺﾝｸﾘｰﾄ柱	1か年1本につき	680円	
	鉄塔	1か年1平方メートルにつき	500円	
地下埋設物	口径0.2メートル未満	1か年1メートルにつき	50円	
	口径0.2メートル以上			
	0.4メートル未満	1か年1メートルにつき	100円	
	口径0.4メートル以上			
	1メートル未満	1か年1メートルにつき	260円	
架空管	口径1メートル以上	1か年1メートルにつき	520円	
				地下埋設物に同じ
広告類	標識	1か年1本につき	520円	
	看板・広告板	1か年表示面積1平方メートルにつき	2,600円	

1. 使用料の計算単位を1日で定めたもので使用期間が1日に満たないものは、1日として計算する。
2. 1トンに満たないものは、1トンとする。
3. 占用料の計算単位を年額で定めたもので占用期間が1年に満たないものは許可の日の属する月から占用終了の日の属する月までの月割計算によるものとする。
4. 占用の数量に1メートル又は1平方メートル未満の端数がある場合は、その端数を1メートルまたは1平方メートルとして計算する。
5. 徴収する料金の金額に、10円未満の端数を生じたときは、その端数を10円に切り上げる。
6. 1件の料金の合計が100円未満の場合はこれを100円として徴収する。

別表第1 漁港施設利用料(第13条関係) 大野原町				
種別	区分	単位	金額	備考
土地利用料	1日	1平方メートルにつき	40円	初日の利用料は無料とする。
	継続使用15日を超えるものは超過日数1日	1平方メートルにつき	60円	

備考 利用が1日に満たない場合は1日とする。

表第2 土砂採取料等(第14条関係)

1 土砂採取料			
採取名	単位	採取料	備考
土砂等	1立方メートル	99円	

2 占用料

占用目的	単位	期間	占用料	備考	
家屋類及びその附属地	1平方メートル	1月	20円		
起重機	"	1月	40円	空間のみの場合は5割とする。	
管類埋設置	1メートル	1年	30円	内径10センチメートルを超えるものは2倍とする。 内径50センチメートルを超えるものは3倍とする。	
電柱類	木柱	1本	1年	120円	支柱支線は本柱1本とする。
	鉄柱及びｺﾝｸﾘｰﾄ柱	"	1年	140円	H型は本柱2本とする。
	鉄塔	"	1年	200円	
架空管	1メートル	1年	25円	口径10センチメートル以上は2倍とする。	
広告類	標識類	1本	1年	40円	
	看板及び広告板	1枚	1年	480円	縦1メートル以上又は横1メートル以上のものは2倍とする。
その他工作物	1平方メートル	1月	15円		

- 1 本表中期間を年で定めたもので、占用期間が1年に満たないものは許可の日の属する月まで
- 2 本表中単位を1平方メートル又は1メートルをもって定めたもので、占用面積又は延長が1平方
- 3 1件の占用料が30円未満のものは30円とする。
- 4 本表によって計算された占用料の額に、10円未満の端数を生じた場合は、その端数を10円とする。

別表(条例第13条関係) 豊浜町

1 漁港施設使用料				
種別	区分	単位	金額	備考
土地利用料	1日	1平方メートルにつき	40円	初日の使用料は無料とする。
	継続使用15日を超えるものは超過日数1日	1平方メートルにつき	60円	

備考 使用が1日に満たない場合は1日とする。

2 漁港施設占用料

占用目的	単位	期間	占用料	備考	
家屋類及びその附属地	1平方メートル	1月	20円		
起重機	"	1月	40円	空間のみの場合は5割とする。	
管類埋設置	"	1年	30円	のは2倍とする。内径50センチメートルを超えるものは3倍とする。	
電柱類	本柱	1本	1年	120円	支柱支線は電柱1本とする。
	鉄柱及びｺﾝｸﾘｰﾄ柱	"	1年	140円	H型は電柱2本とする。
	鉄塔	"	1年	200円	
架空管	1メートル	1年	25円	口径10センチメートル以上は2倍とする。	
広告類	標識類	1本	1年	40円	
	看板及び広告板	縦1メートル横70センチメートル	1年	480円	
その他工作物		1月	15円		

別紙のとおり

協定項目番号	23 - 17	合併協定項目 各種事務事業(農林水産事業関係)取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
--------	---------	--------------------------------	-------	--------	--------	---------

調整方針 漁港・海岸の占用料については、合併時に観音寺市の例により統一する。

事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果
-------	------	------	-----	------

(別表2) 観音寺市				
種別	区分	単位	金額	備考
1 土砂採取料				
	土砂	1立方メートルにつき	75円	
	砂利	1立方メートルにつき	100円	
2 漁港施設の占用料				
種別	区分	単位	金額	備考
電柱類	木柱、鉄柱、コンクリート柱	1か年1本につき	680円	
	鉄塔	1か年1平方メートルにつき	500円	
地下埋設物	口径0.2メートル未満	1か年1メートルにつき	50円	
	口径0.2メートル以上			
	0.4メートル未満	1か年1メートルにつき	100円	
	口径0.4メートル以上			
	1メートル未満	1か年1メートルにつき	260円	
架空管	口径1メートル以上	1か年1メートルにつき	520円	
				地下埋設物に同じ
広告類	標識	1か年1本につき	520円	
	看板・広告板	1か年表示面積1平方メートルにつき	2,600円	

1. 採取料の数量に1立方メートル未満の端数がある場合は、その端数を1立方メートルとして計算する。
2. 占用料の計算単位を年額で定めたもので占用期間が1年に満たないものは許可の日の属する月から占用終了の日の属する月までの月割計算によるものとする。
3. 占用の数量に1メートル又は1平方メートル未満の端数がある場合は、その端数を1メートルまたは1平方メートルとして計算する。
4. 徴収する料金の金額に、10円未満の端数を生じたときは、その端数を10円に切り上げる。
5. 1件の料金の合計が100円未満の場合は、これを100円として徴収する。

別紙のとおり

漁港・海岸の占用料別紙

(別表1)		観音寺市		
1 漁港施設の使用料				
種別	区分	単位	金額	備考
けい留施設	定期運航の船舶のけい留	総トン数	日額	
岸壁	1けい留までごとにつき	1トンにつき	2円45銭	
さん橋	定期運航以外の船舶のけい留			
及び物揚場	1けい留(24時間)までごとにつき	総トン数 1トンにつき	日額 4円90銭	
2 漁港施設の占用料				
種別	区分	単位	金額	備考
電柱類	木柱、鉄柱、コンクリート柱	1か年1本につき	680円	
	鉄塔	1か年1平方メートルにつき	500円	
地下埋設物	口径0.2メートル未満	1か年1メートルにつき	50円	
	口径0.2メートル以上			
	0.4メートル未満	1か年1メートルにつき	100円	
	口径0.4メートル以上			
	1メートル未満	1か年1メートルにつき	260円	
架空管	口径1メートル以上	1か年1メートルにつき	520円	
				地下埋設物 1か年1メートルにつき に同じ
広告類	標識	1か年1本につき	520円	
	看板・広告板	1か年表示面積1平方メートルにつき	2,600円	

1. 使用料の計算単位を1日で定めたもので使用期間が1日に満たないものは、1日として計算する。
2. 1トンに満たないものは、1トンとする。
3. 占用料の計算単位を年額で定めたもので占用期間が1年に満たないものは許可の日の属する月から占用終了の日の属する月までの月割計算によるものとする。
4. 占用の数量に1メートル又は1平方メートル未満の端数がある場合は、その端数を1メートルまたは1平方メートルとして計算する。
5. 徴収する料金の金額に、10円未満の端数を生じたときは、その端数を10円に切り上げる。
6. 1件の料金の合計が100円未満の場合はこれを100円として徴収する。

(別表2)		観音寺市		
1 土砂採取料				
種別	区分	単位	金額	備考
土砂採取料	土 砂	1立方メートルにつき	75円	
	砂 利	1立方メートルにつき	100円	
2 漁港施設の占用料				
種別	区分	単位	金額	備考
電柱類	木柱、鉄柱、コンクリート柱	1か年1本につき	680円	
	鉄塔	1か年1平方メートルにつき	500円	
地下埋設物	口径0.2メートル未満	1か年1メートルにつき	50円	
	口径0.2メートル以上			
	0.4メートル未満	1か年1メートルにつき	100円	
	口径0.4メートル以上			
架空管	1メートル未満	1か年1メートルにつき	260円	
	口径1メートル以上	1か年1メートルにつき	520円	
広告類	標識	1か年1本につき	520円	
	看板・広告板	1か年表示面積1平方メートルにつき	2,600円	

1. 採取料の数量に1立方メートル未満の端数がある場合は、その端数を1立方メートルとして計算する。
2. 占用料の計算単位を年額で定めたもので占用期間が1年に満たないものは許可の日の属する月から占用終了の日の属する月までの月割計算によるものとする。
3. 占用の数量に1メートル又は1平方メートル未満の端数がある場合は、その端数を1メートルまたは1平方メートルとして計算する。
4. 徴収する料金の金額に、10円未満の端数を生じたときは、その端数を10円に切り上げる。
5. 1件の料金の合計が100円未満の場合は、これを100円として徴収する。